

諏訪地区に係る法定縦覧結果報告

都市計画法第 17 条第 1 項の規定により下記の 4 案件について、令和 4 年 12 月 5 日に公告し、当該都市計画の案等を公衆の縦覧に供しました。なお、当該都市計画の案等について、縦覧期間満了の日までに神奈川県知事又は中井町長に意見書を提出できることとなっています。

1 都市計画の種類及び名称等

- (1) 大井都市計画区域区分の変更（神奈川県決定）
- (2) 大井都市計画用途地域の変更（中井町決定）
- (3) 大井都市計画地区計画の決定（中井町決定）
（秦野中井インターチェンジ南地区地区計画）
- (4) 大井都市計画下水道の変更（中井町決定）

2 縦覧期間

令和 4 年 12 月 6 日（火）から令和 4 年 12 月 20 日（火）まで

3 都市計画の案の縦覧場所

中井町まち整備課

神奈川県県土整備局都市部都市計画課（神奈川県決定案件のみ）

4 縦覧者数（4 案件）

0 名

5 意見書（4 案件）

0 件（0 名）